ラムサール条約湿地の拡張へ向けた検討について

2026.2.7

南三陸町自然環境活用センター

◆ラムサール条約とは◆

（正式名称）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日　条約28）（平成6年4月29日一部改正）

（条約の特徴）

- 湿地の**「保全（・再生）」**と**「ワイズユーズ（賢明な利用）」**、そしてこれらを支え、促進する**「交流・学習」**を重視していることが特徴。

（条約の概要）

- 特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及びワイズユーズ（持続可能な利用）を促進することを目的としている。
- 湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定。
- 条約湿地数：2，524か所、条約締約国数：172か国（令和8年2月3日現在）。

◆登録要件◆

我が国は、次の条件を満たしている湿地を登録している。

①国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）。 → 裏面参照
②国の法律（自然公園法 or 鳥獣法）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
③地元自治体などの登録への賛意が得られること。

◆日本での登録◆

我が国では、3年に一度開催されるラムサール条約締約国会議に合わせて湿地登録を行うことが通例となっている。

⇒　次回締約国会議（COP16）は、**2028年（令和10年）にパナマ共和国のパナマ市で開催予定。**

◆ラムサール条約湿地「志津川湾」◆

平成30年（2018年）10月に三陸復興国立公園の海域公園地区に指定されたエリアを「志津川湾」として登録（右図）。

しかし、湾奥部の一部のエリア（右図の赤丸）は国立公園に指定されていなかったため、ラムサール条約湿地には含まれなかった。



◎国内の登録状況（令和８年２月時点）

【国内登録湿地数】 54か所
【東北地方登録地】 7か所（青森県：仏沼、宮城県：伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、志津川湾山形県：大山上池・下池、福島県：猪苗代湖）

※国際基準※

カテゴリー	概要
基準1	各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
基準2	国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要だと考えられる湿地
基準3	各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
基準4	生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
基準5	定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
基準6	水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
基準7	固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
基準8	魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
基準9	鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

● **「志津川湾」は、基準1、2、3、4、6の5つの基準を満たしている。**日本の登録湿地の中では、琵琶湖や風蓮湖と並んで最多。

拡張予定エリアについて

● **「日本の重要湿地500」には、志津川湾のほか、「細浦、折立川河口、折立海岸など志津川湾奥の干潟群」も選定**されている（「日本の重要湿地500」概要は下表のとおり）。また、八幡側河口の松原海岸では、**南三陸高校自然科学部の地道な調査により、生物多様性の高い貴重な自然環境**であることが示されている。
● **湾奥部には、海藻の藻場やアマモなどの海草類の藻場が卓越**しており、志津川湾の生物多様性と生産性の高さを支える重要な環境である。
● 令和3年（2021年）に策定された**「志津川湾 保全・活用計画」において、干潟を含む登録湿地の拡張を目標に掲げている。**

生息・生育域	生物分類群	日本の重要湿地選定理由
細浦，折立川河口，戸倉海岸など志津川湾奥の干潟群	底生動物	東日本大震災による津波の影響を受けたものの，底生動物の種の多様性が高い干潟としての回復が見込まれる．底生動物の貴重な生息地として相当の規模を有する．

月時点

県：伊豆



海藻・海草220種以上。生物多様性高い。





基準1	各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
基準2	国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要だと考えられる湿地
基準3	各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
基準4	生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
基準5	定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
基準6	水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
基準7	固有な
基準8	魚介類
基準9	鳥類

● 「志津川湾」は、基準1、2、3、4、

東アジアのコクガン個体数：約8000 羽



1% ＝ 80 羽

2017年飛来数：208 羽

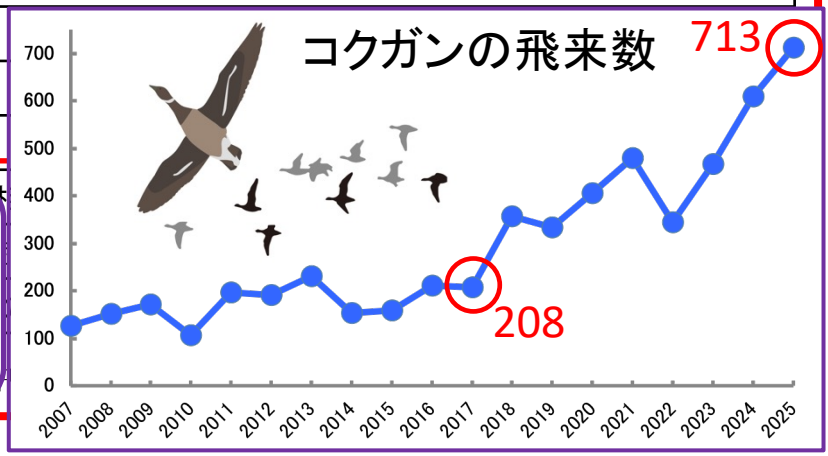

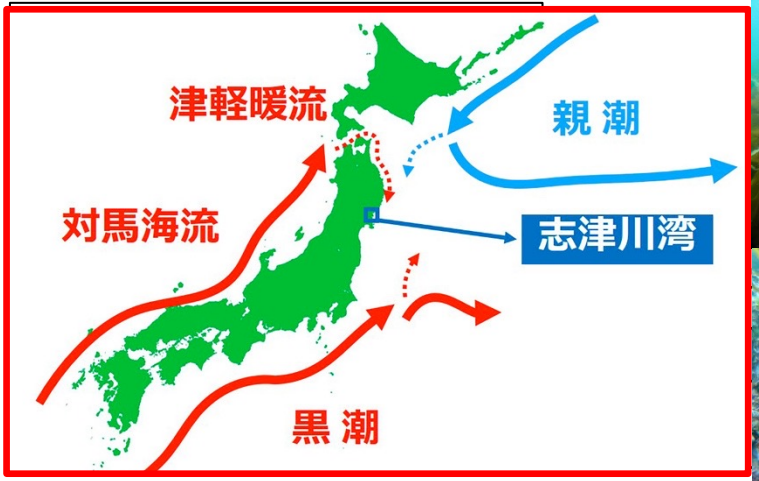





絶滅危惧種

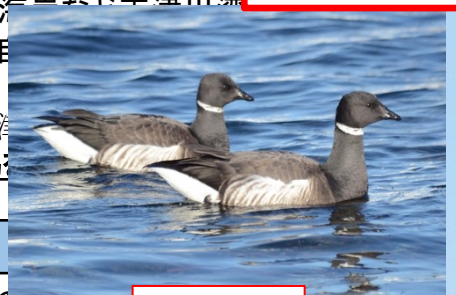

コクガン



オジロワシ



オオワシ

ラムサール条約湿地の拡張へ向けた検討について

2026.2.3

南三陸町自然環境活用センター

◆ラムサール条約とは◆

（正式名称）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日　条約28）（平成6年4月29日一部改正）

（条約の特徴）

- 湿地の**「保全（・再生）」**と**「ワイズユーズ（賢明な利用）」**、そしてこれらを支え、促進する**「交流・学習」**を重視していることが特徴。

（条約の概要）

- 特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及びワイズユーズ（持続可能な利用）を促進することを目的としている。
- 湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定。
- 条約湿地数：2，524か所、条約締約国数：172か国（令和8年2月3日現在）。

◆登録要件◆

我が国は、次の条件を満たしている湿地を登録している。

①国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）。 → 裏面参照

②国の法律（自然公園法 or 鳥獣法）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。

③地元自治体などの登録への賛意が得られること。

◆日本での登録◆

我が国では、3年に一度開催されるラムサール条約締約国会議に合わせて湿地登録を行うことが通例となっている。

⇒　次回締約国会議（COP16）は、**2028年（令和10年）にパナマ共和国のパナマ市で開催予定。**

◆ラムサール条約湿地「志津川湾」◆

平成30年（2018年）10月に三陸復興国立公園の海域公園地区に指定されたエリアを「志津川湾」として登録（右図）。

しかし、湾奥部の一部のエリア（右図の赤丸）は国立公園に指定されていなかったため、ラムサール条約湿地には含まれなかった。



三陸復興国立公園
（登録前の自然公園法による保護区）

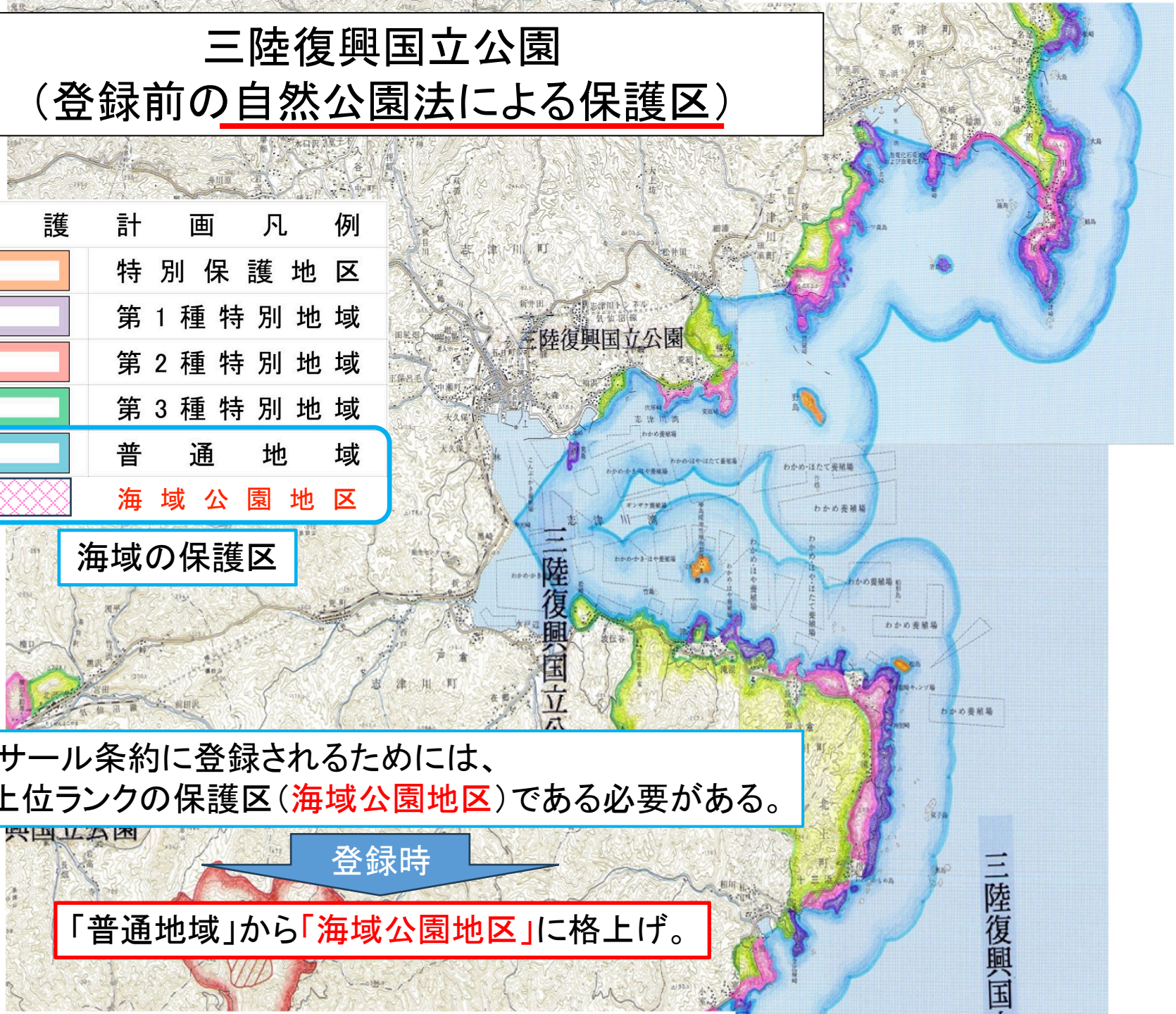

海域の保護区

ラムサール条約に登録されるためには、
より上位ランクの保護区（海域公園地区）である必要がある。

登録時

「普通地域」から「海域公園地区」に格上げ。

三陸復興国立公園
（登録後の自然公園法による保護区）

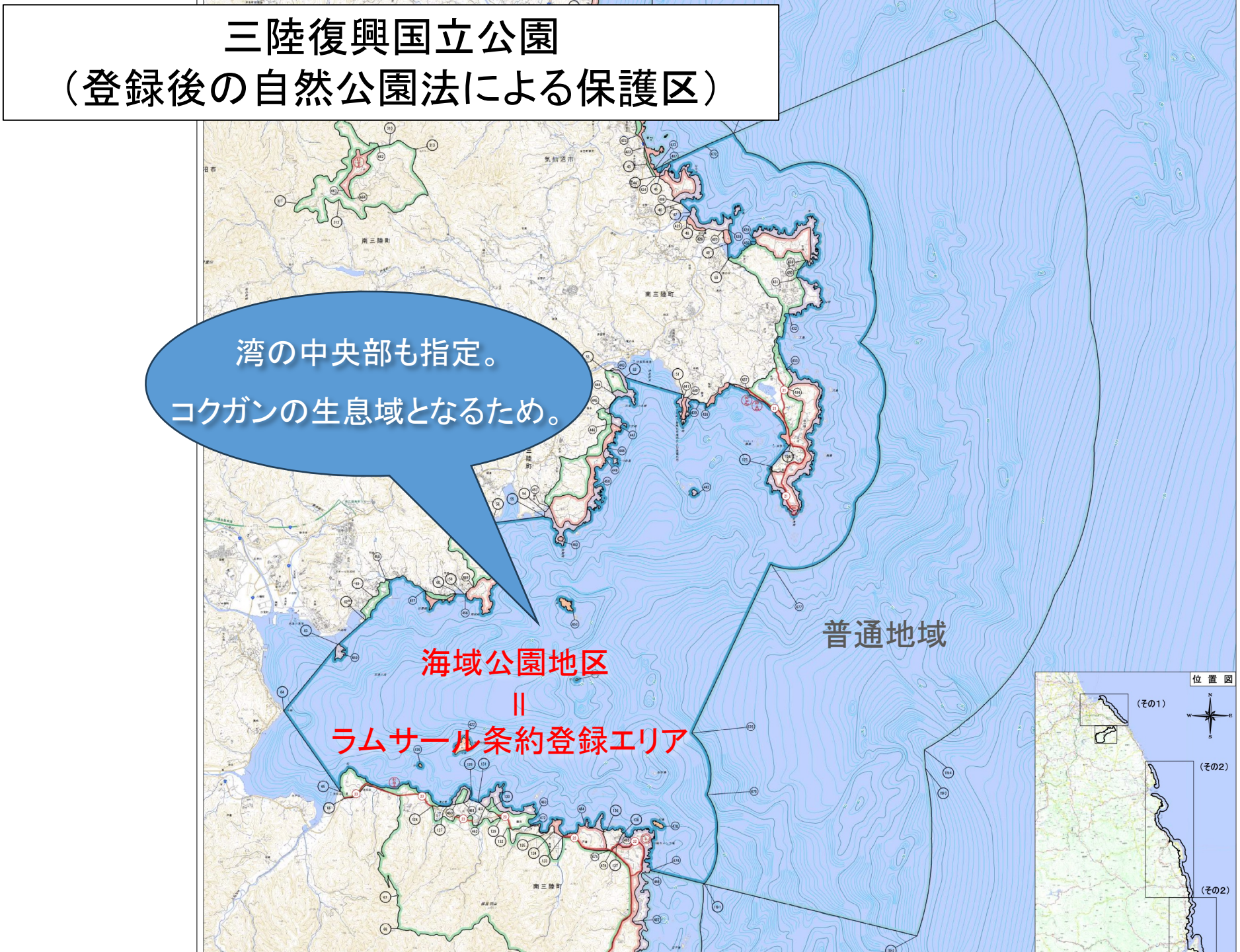

ラムサール条約湿地の拡張へ向けた検討について

2026.2.3

南三陸町自然環境活用センター

◆ラムサール条約とは◆

（正式名称）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日　条約28）（平成6年4月29日一部改正）

（条約の特徴）

- 湿地の**「保全（・再生）」**と**「ワイズユーズ（賢明な利用）」**、そしてこれらを支え、促進する**「交流・学習」**を重視していることが特徴。

（条約の概要）

- 特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及びワイズユーズ（持続可能な利用）を促進することを目的としている。
- 湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定。
- 条約湿地数：2，524か所、条約締約国数：172か国（令和8年2月3日現在）。

◆登録要件◆

我が国は、次の条件を満たしている湿地を登録している。

①国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）。 → 裏面参照
②国の法律（自然公園法 or 鳥獣法）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
③地元自治体などの登録への賛意が得られること。

◆日本での登録◆

我が国では、3年に一度開催されるラムサール条約締約国会議に合わせて湿地登録を行うことが通例となっている。

⇒　次回締約国会議（COP16）は、**2028年（令和10年）にパナマ共和国のパナマ市で開催予定。**

◆ラムサール条約湿地「志津川湾」◆

平成30年（2018年）10月に三陸復興国立公園の海域公園地区に指定されたエリアを「志津川湾」として登録（右図）。

しかし、湾奥部の一部のエリア（右図の赤丸）は国立公園に指定されていなかったため、ラムサール条約湿地には含まれなかった。



◎国内の登録状況（令和

【国内登録湿地数】 54か所
【東北地方登録地】 7か所（青森県：仏

※国際基準※

カテゴリー	
基準1	各生物
基準2	国際的
基準3	各生物
基準4	生活環
基準5	定期的
基準6	水鳥の
基準7	固有な
基準8	魚介類
基準9	鳥類以

● 「志津川湾」は、基準1、2、3、4、6



拡張予定エリアについて

● 「日本の重要湿地500」には、志津川湾のほか、「細浦、折立川河口、折立海岸など志津川湾奥の干潟群」も選定されている（「日本の重要湿地500」概要は下表のとおり）。また、八幡側河口の松原海岸では、南三陸高校自然科学部の地道な調査により、生物多様性の高い貴重な自然環境であることが示されている。
● 湾奥部には、海藻の藻場やアマモなどの海草類の藻場が卓越しており、志津川湾の生物多様性と生産性の高さを支える重要な環境である。
● 令和3年（2021年）に策定された「志津川湾 保全・活用計画」において、干潟を含む登録湿地の拡張を目標に掲げている。

生息・生育域	生物分類群	日本の重要湿地選定理由
細浦，折立川河口，戸倉海岸など志津川湾奥の干潟群	底生動物	東日本大震災による津波の影響を受けたものの，底生動物の種の多様性が高い干潟としての回復が見込まれる．底生動物の貴重な生息地として相当の規模を有する．

日本のラムサール条約登録湿地

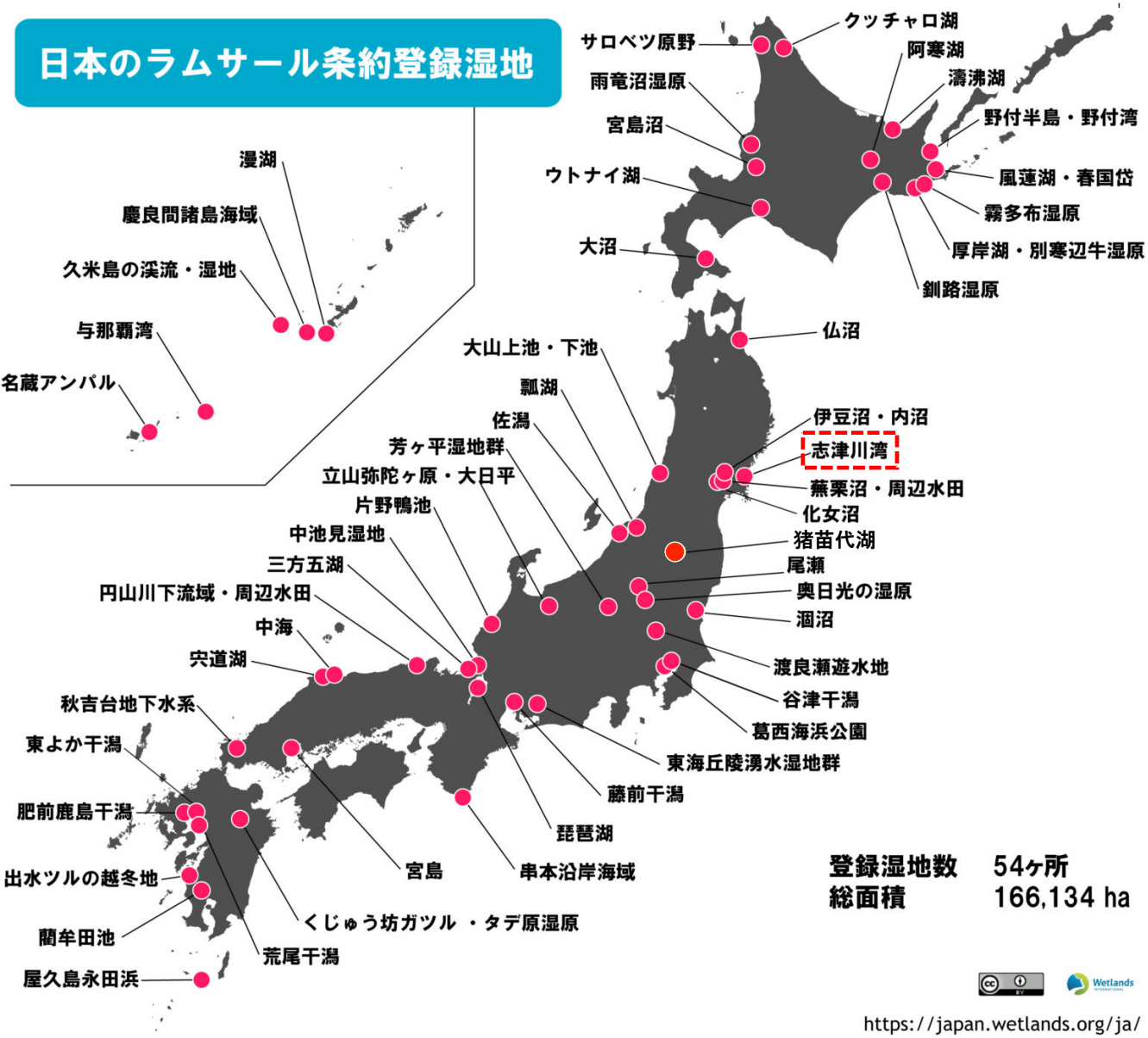

登録湿地数	54ヶ所
総面積	166,134 ha

https://japan.wetlands.org/ja/

≪登録された場合のメリット≫

ラムサール条約登録された国際的に重要な湿地と認められ、国内外の関心を集めます。地域から自然と文化を世界に発信でき、郷土の誇りになります。

ラムサール条約登録により、藻場の保全が図られ、磯焼け対策に寄与します。

学校教育や環境教育の場として活用できます。

環境保全と賢明な利用を図るため、国際基準の保護管理計画が立てられ、将来にわたっての保全が可能となります。

海外登録湿地と姉妹提携交流が可能となります。

地域資源が、ラムサール条約の自然環境に支えられた特産物（ラムサール・ブランド）として発信することも可能となります。また、国内初のASC認証産品やFSC認証材などと効果的に連動させることにより、好循環が生まれ、それぞれの認知度向上・付加価値向上が期待されます。

地域の自然と文化を発信することによって、地域活性化に寄与します。

【登録された場合のデメリット】

自然環境を保護するため、開発等に際し新たな規制を受ける可能性があります。

⇔　自然公園法では対象区域における漁業活動は規制されていませんので、従来と変わらず漁業活動が可能です。

⇔　鳥獣法※では、海における海鳥等の狩猟活動は規制されることになります。

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律